



# 佐賀県公報

平成18年  
1月10日  
(火曜日)  
第12701号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (六・河川砂防課) 一
- 保安林予定森林 (七・森林整備課) 一
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民協働課) 二
- 兵庫西部地区第二換地区換地計画 (農地整備課) 二
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 二

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、唐津土木事務所及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月十日

佐賀県知事 古 川 康

八幡地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱九号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

### ◎佐賀県告示第七号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十八年一月十日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

嬉野市嬉野町大字不動山字鏡山丙四九〇の一(次の図に示す部分に限る。)

丙五〇二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

標柱番号	市	大字	字	地番
一	唐津市	呼子町加部島	新村	三〇二六番一
二	"	"	"	三〇二四番一
三	"	"	"	三〇二九番一
四	"	"	"	"
五	"	"	"	三〇二六番
六	"	"	八幡	三〇六七番
七	"	"	"	三〇六九番
八	"	"	新村	三〇二六番
九	"	"	"	三〇二六番三四

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年2月20日までにさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年1月10日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成17年12月19日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 余暇センターきたじま

(2) 代表者の氏名 北島 勝郎

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県鹿島市大字高津原1193番地

(4) 定款に記載された目的

本会は、在宅の高齢者等に対して、デイサービス等自立支援活動に関する事業を行なうことで、心身機能低下を予防または進行を穏やかにし、いつまでも生きがいのある余暇生活が送れるよう支援し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営

土地改良事業(農地還元資源利活用)兵庫西部地区第2換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月10日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(農地還元資源利活用)兵庫西部地区第2換地区の換地

計画書の写し

- 2 縦覧の期間

平成18年1月11日から平成18年2月7日まで

- 3 縦覧の場所

佐賀市役所

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年1月10日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	藤津郡嬉野町大字下宿字三本松甲3051番3、甲3082番108、甲3082番111、甲3084番10、及び3084番12	平成17年12月22日	6.00	48.00

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

